

## 近世の私的差押契約

金田, 平一郎  
九州帝国大学法文学部教授

<https://doi.org/10.15017/1216>

---

出版情報 : 法政研究. 14 (3/4), pp.110-137, 1946-03-30. 九州帝国大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

## 近世の私的差押契約

金田平一郎

(一) 近世法上にも、債務不履行者に對する私的執行は、原則として之を許容しなかつたのである(別文に詳説すべし)が、しかし一方、少くとも財物に關して、私的差押を契約せる事例が見受けられるので、こゝに此種の契約は、右の原則に照して、當然無効であつたか、或は又此種の契約は有効にして、契約に基づく私的執行は、適法であつたのであるか、と云ふ疑問が生じて來るのである。先づ此問題を、幕府法に就いて、考究して見よう。

扱て、近世、法外催促をなすべき旨を約することは、明和二年九月廿七日の書付に

(前略) 其上借主得心之上之事とは乍申、返金相滞候節、法外之催促可致旨證文爲認取置……候儀も有之旨、不  
埒之至ニ候、云々。(1)

と見える如く、之を禁止して居るのであるが、私的差押契約に就いては、此種の令條を見出すことが出來ないのである。

さればと云つて、積極的に、私的差押契約を認容する條項も、見當らないのである。

しかし少くとも私的間接強制契約を有効とする原則の存立は、法例を通して認識出来るやうである。蓋し、寛政五年十二月三日の、勘定奉行曲淵甲斐守に提出せる、

一城下<sup>ニ</sup>越宿申付候様ニ金主共申之自分<sup>ニ</sup>而旅籠代拂不申致逗留罷在金子催促いたし候儀も居催促ニ當リ可申罷哉。

なる伺ひに對する、

城下町方<sup>ニ</sup>罷越相對ニ而宿を取罷在時々及催促候儀は江戸並他國等之者ニ候ハ、右體にも可致儀居催促と申筋ニは有之間敷且宿申付候様金主共申之旅籠代借方爲拂候儀も返金延引故之儀ニ付相對次第之事ニ可有之哉云々。(2)なる、回答に依つて知らるゝ通り、當時債權者が、督促の爲めに要した費用、就中少くとも旅籠代は、當事者間の相對にて、債務者支辨となすも、不可なしとなして居たのであるが、此の如く債務者をして、旅籠代を支拂はしめると云ふことは、結局間接強制となるものと云ふべく、然りとすれば、此の如き効果を伴ふ處置を、法律上認容することは、當時少くとも私的間接強制契約(それは上述の所から、法外催促とならざる強制であることを必要とするが)を有效とする原則が行はれたことを、示すことになるであらうから。

果して然りとすれば、私的執行契約も亦、當時有效なではなかつたか。

以上、私的差押契約の有効無効を決定すべき、的確なる資料を知らない。しかし右の如く、之を禁ずる法例は全然見當らず、しかも此種の契約を有効とする、原則の存在を類推するに足るべき、私的間接強制契約有効の原則を示すものと、見らるゝ法例が見られるのであるから、當時私的執行契約亦有効であり、何等法律上制限を受くる所がなかつたものと、推定して置き度いと思ふのである。

尙ほこゝに、右の如き推定を裏付けるものと、考へらるゝ資料が存する。それは、明治七年三月十二日敦賀縣伺に

對する、次の如き司法省指令（四月廿七日發）である。

人民ノ財産器械等ヲ没入スルハ政權ニ屬シ人民相互ノ約定上ヨリ成ルヘキ事ニ非ラス然ルテ政府ノ許可ヲモ經サル約定ヨリシニ器械財産没入ノ約ヲ爲セシハ爲テ得ヘカラサルノ事ニ付出訴ニ及ビタル止ハ其ノ約ヲ遂ゲシメサル様處分可致事。<sup>(3)</sup>

此指令は、云ふ迄もなく、明治新政府の私的差押契約禁止の意思を表明せるものであるが、明治初期、此種の問題に關する尙が提出され、此の如き指令が發せられたといふことは、從來私的差押契約を有效とせる原則が、存在した爲めではなかつたか。近世私的差押契約を當然無効とせるものならば、敢へて此種の尙指令の必要を、見なかつたのではなからうか。此の如き推測が許されるとするならば、右の指令は又、近世の私的差押契約有效説の、一支柱となるであらう（尤も之は、嚴格に云へば、敦賀藩法のそれに關してのみ、云はれる所であるが、幕府法のそれを考ふる上の、一參考ともなり得るであらう）。

(二) 近世の私的差押契約の慣行は、中田博士の説かれる如く、我中世一般に行はれた慣行の傳統であり。<sup>(4)</sup>

近世前半期には、尙ほ有効に實際に行はれて居た地方もあつたと、想像せられるのであるが、後世には、次第に衰減、此種慣行の存續甚だ稀となつたのである。<sup>(5)</sup>（之又中田博士説）

近世前半期に於ては、私的差押契約、尙ほ可成り行はれたるべしと云ふことは、正徳三年版の「至實用文手形鑑」の中の、『借用申銀子之事』に見える。

（前略）若於有相違者、我等知行田地之分可被押置候云々<sup>(6)</sup>

(に據る中田博士説であるが)家藏寛文六年版「初學文章並萬廳方」に

### 借用申料足之事

合五拾貫文者

右所借用申實正也加貫別五十文宛利足來秋速可返辨申者也若天下一同之德政雖有之別不申合上者更以不可及其儀  
萬一如此次第令違背致無沙汰者知行分在所之事相當程可被押置候其時不可及一言之子細者也仍借狀如件(以下略)  
とは、更にその例證を加へるものである。

要するに私的差押契約の慣行、近世後半には一般に見られなくなるのであるが、之に反して九州地方には、此の慣行  
幕末否明治時代に入つて迄廣く行はれてゐた事實を見出すのである。(後段實例參看)

(三) 扱て次には、近世私的差押契約の實例を掲げて、此種慣行の實狀、内容を窺ひ度いと思ふのであるが、之又中田  
博士に依つて、既に實例が紹介されて居るので、以下には、それに幾分か新例を添加し、之等を年代順に排列するこ  
とにする。尙ほ以下掲出に當つては、既に紹介済のものはその要點のみを、新例は成るべくその全貌に近いものを掲  
げる、と云ふ方針を以てするつもりである。

寶曆二年の金子借用狀(近江國)に

若シ少ニ而茂遲滯申候ハ、如何様共御掛リ取可被成候。(7)

全十三年の金子借用狀(近江國)に

若萬一不沙汰有之候へバ我等家財如何様共御懸リ取可被成候。(8)

明和元年の例（豊後國日田天領）

證文之事

一私儀此度當地江罷越候上者早速惣御算用等可仕管ニ御座候處銀子一向所持不仕候故不相叶候段實正ニ御座候若  
茂脇方ニ預ケ金御座候敷又者不依何代物ニ而茂預ケ物在之候ハ、聞召被出次第私江御掛合ニ不及此證文を以御押  
爲取可被成候其節ニ至リ一言之申分ケ仕間敷候尙乍此上少々之取立候品茂隨分致出情取立差上候様ニ可仕候間何  
分ニ茂御了管を以被加御不便被召遣被下候様偏ニ奉願候仍而證文如件

明和元年申ノ十二月

甚右衛門 印

丸屋七兵衛殿

（西屋某長崎屋某の  
奥書あり今略す）（9）

安永四年の例（筑前國）

去ル明和五子年貴殿方へ萬兵衛奉公仕致借方候錢元利之内只今迄少シ茂拂方不仕不埒之段御理リ申達シ當未ノ暮  
ノ酉ノ暮迄三ケ年賦ニ而相拂申分ニ御聞通被下ニ付年賦證文之事

一錢百拾壹匁八分 安永四未暮迄元利

（中略）

右之通三ケ年賦ニ而御理リ申受候上ハ毎年十二月廿日切少シ茂無延引相拂御受取證據取置可申候若致遲滯候ハ、  
萬兵衛八拾八兩人奉公仕ル主人方へ御届ケ被成給米御押へ可被成候爲後日年賦證文如件

安永四年未三月

(以下二名受人)  
(一名連署)

井原村 又 四郎殿 (10)

有田村 三郎次 印

天明二年の例 (筑前國)

預リ申錢之事

一錢百參拾參匁

但六拾文錢也

右之錢槩ニ請取借用仕候處實正御座候然上は來ル八月限貳分之利ヲ加へ無滯御返納可仕候若相滯候ハ拙者抱之内何品よらず押取御支配可被成下候爲後日仍而如件

天明二年

川添右内 印

寅正月

まつ國村 善兵衛殿

(後書略) (11)

寛政九年の例 (筑前國)

鐵代銀入用ニ付借用仕ル證文之事

一元六拾文錢百目也

右之錢借用仕槩ニ受取鐵費調細工丈夫ニ仕候處相違無御座候然上ハ右之利分ヲ加へ元利共ニ十二月切ニ少茂無延

近世の私的差押契約

引相拂此證文引可申候若少ニ而も相滯申候ハ、私家屋敷家財之内御望次第御取可被成候其節ニ至リ御理申間敷候  
仍而證文如件

寛政九年

巳ノ閏七月十二日

井原

受人 清四郎 印

井原村

又 四郎 殿 (12)

寛政十年十二月の借用證文(南部藩)に

若滯り候はゞ何成共御目にかゝり次第御引請被下度其節一言之子細申間敷。(13)

享和元年の例(筑前國)

一錢貳百目ハ 但六拾匁錢也

右之錢髓ニ借用仕候處相違無之候然上ハ返濟之儀ハ來正月切無滯元リ相拂可申候萬一不埒仕候得ハ拙者抱之内何  
品ニよらず右錢ニ相當候程御支配可有之候其節一言之儀申間敷候爲後日之仍而證文如件。

田中村借主

文右衛門 拇印

享和元酉八月 日

半三郎 殿 (14)

文化十三年の例(筑前國)



文化十二年亥十二月馬仕替申候處代錢不足仕候ニ付借用仕證文之事

一元米貳俵也

但シ 三斗四升入

利月貳步付

右之米借用仕高代ニ相拂申候處相違無御座候然上ハ來子ノ正月切元利共ニ無滯相拂可申候若不埒之儀御座候ハ  
拙者所持之品何品ニよらず御取上ゲ可被成候爲後日仍而證文如件。

文化十二年

借主

十二月廿九日

好右衛門原門印

上町又四郎殿 (15)

文化十三年の例(豊前國)

覺

一正金百兩也

右者此度拜借被 仰付難有仕合奉存候右利分ヲ以能裝束買入修覆等仕然ル上は拾ケ年相立候右元金急度上納可仕  
候萬一相滯候儀も御座候ハ私共家屋鋪御取揚ニ相成候而も其節如何體之儀も奉申上間鋪候爲後日仍而如件

文化十三年

龜屋惣右衛門 印

丙子四月

(以下五名連署)

大西又兵衛殿

近世の私的差押契約

濱野良助殿 (16)

文政八年十一月廿八日の金子借用證文(駿河國)に

若期月ニ至故障申候ハ、私家藏田畑之内右金子元利丈御取可被成候 (17)

文政十年の借家請狀(阿波國)に

家賃之儀……若少に而も相滞候ハ、諸道具御押取被成其上不足いたし候ハ、我等方々相辨へ可申候 (18)

文政十二年の例(豊後國日田天領)

差入申一札之事

此節御用御差登御銀之内大坂爲替上納壽助方江御取組被下候様御相談申入候處夫切之御年貢銀之儀ニ付大坂表ニ而若爲替銀不渡與申義有之候而は貴殿御役儀ニも相拘候ニ付右體之不束有之候ハ、拙者共家屋舗は勿論家財等迄御差押へ如何様共御勝手次第可被成候大切之御銀爲替御取組被下候上は毛頭異變無御座候依之爲念一札差入置申候以上。

文政十二年

嶋屋 壽助

丑四月

政屋 清左衛門

丸屋幸右衛門殿 (19)

文政年度の、書入物差押契約證文があるので、次に之を出す(尙ほ此外の年度にも同種のものが見ゆること、以下所掲の如し)。

文政三年の例（筑前國）。

書入證文之事

（前略）

田數壹反參畝拾貳步

右之通書入八拾文錢壹貫目（中略）慥ニ借用仕候處相違無御座候然上者壹ケ年ニ壹割五分之利錢年々相拂來ル未十一月限元錢元ニ無滯返濟可仕候萬一年限過候歟又ハ利錢不足致候ハ年限之内たり共右書入永代ニ御取可被成候其節此方へ御届ケ不及此證文ヲ以村方名寄帳前其元ニ御仕替可被成候公儀ハ勿論脇方少シ茂相障リ無御座候爲後日受人相立村役人衆加判證文如件。

文政三年辰

十二月

借主修多羅村 平次郎 印

受 人 源九郎 印

一族受人 長 平 印

庄屋

太一郎殿（組頭奥書略）(20)

文政十一年の例（筑前國）

借用仕證文之事

一銀札壹貫目ハ

一金子五兩ハ

近世の私的差押約契

内

御上納差支ニ付右之通儘請取借用仕ル處相違無御座候萬一返辨之義延引ニ相成申候節者不及届ニ何品ニ而も御取  
上。可。被。成。候。爲。念。村。山。田。吉。三。郎。殿。講。壹。口。書。入。召。置。候。處。相。違。無。御。座。候。爲。後。日。之。借。用。證。文。仍。而。如。件。

文政十一年

綿屋茂 八印

子十二月廿六日

井筒屋

千右衛門殿 (21)

天保九年の例 (筑前國)

天保九戌冬急場入用ニ付貴殿方左之通り借用仕證文之事

一正金貳兩也

(壹ケ年ニ此利壹割八分利)

代正錢五拾七匁也

右之金子儘ニ借用仕候處相違之儀無御座候然ル上ハ右之元利來亥ノ十二月十五日限り間違なく反辨可仕候自然其  
節至リ拂不足等仕候節ハ何品ニよらず右相當之程御自由ニ御請取可被成爲後日借用證文依而如件。

天保九戌ノ十二月

借シ主當町 半兵衛 印

同所請人 藤右衛門 印

上町三丁目又四郎殿 (22)

天保十二年の借金證文（駿河國）に

萬一期月ニ至リ元利相滯候得者、當村高私所持之田地、右元利金高程御引取可被成候 (23)

天保十三年の例（筑後國）、

拜借仕金子之事

一貳兩也 元正金也

右は當寅秋御物成ニ差支申候ニ付重々御相談申上右之金子儘ニ受取申上候處實正ニ而御座候然上者御返納之儀者當寅九月ヨ來卯九月限リ月貳步定之利足相加へ元利金御返納可仕候尤爲引當私まへニ而五畝拾六步五畝拾八歩ノ壹反三步之處書入召置申候若萬一返納方相滯申候節ハ右書入召置候地方御引揚被成候哉又者請人手前ヨ引揚賣拂申候哉何れ其節之御差津次第仕候仍而爲後日拜借證文一札如件。

天保十三寅年

九月

南横溝村

借主 彌吉 印

同村受人 八百吉 印

御屋敷様

右之通承届相違無御座候以上

同日

同村庄屋 茂市 印 (24)

弘化二年の例（筑前國）

近世の私的差押契約

借用仕ル證文之事

一六錢貳貫目也 但シ利分壹割貳歩

右之通儘ニ借用仕候處相違無御座候然上ハ當午之冬ヨリ來ル戌冬迄五ケ年ニ年々利分相加エ毎年十一月限り急度返辨仕可申候今程金操六ケ敷時分格別之操合ヲ以御貸渡被下尙又折入相談類外之御用捨被成下候上ハ聊タリ共不埒仕申間敷候萬一少シニ而モ不埒仕リ候節ハ拙者抱之田地前田井尻上田壹反七畝貳拾歩之處高三石五斗七升之處引當仕申置候間何時モ御自由ニ御引上ゲ直ニ永代證文ニ御用可被成候其節一言モ申間敷候爲其受人相立置可申候仍而借用證文如件。

弘化二年

吉田村借用主 茂 七 印

午七月

同 受人 千右衛門 印

綿屋藤七殿 (25)

嘉永三年の例 (筑前國)

年賦證據之事

代丁錢百九拾貫四百文

右之通り儘ニ借用仕候處相違無御座候然上は右金子元利相揃早速御算用可仕筈之處手元甚不操合ニ付無據元錢十ケ年賦ニ御相談仕候處御承知被仰付候ニ付當戌十一月限り拾九貫四拾文無間違納所可仕候殘リ分之儀は明後子年々來ル末年迄毎年七月廿五日限りニ八ケ年間拾九貫四拾文宛月日之通り毛頭無相違納所可仕候萬一納所之内少シ

ニても不納仕候ハ、拙者持掛リ之荷物は勿論何品ニて茂右金子ニ相宛候丈御引上可被成候其節ニ至而一言之儀も申間敷候爲其請人相立加判仕置候上は毛頭相違無御座候爲後年仍而一札如件。

嘉永三年

借用主 樋屋

幾 吉 印

戌四月朔日

請人 紀伊國屋

善 六 印

萬屋安兵衛殿 (26)

安政六年の例(豊後國)

借用申小作米證文之事

一米三斗也

但元米

此代五拾六文錢九拾匁 壹斗ニ付百五拾文ツ、

右は小作米出來不仕無據書面之直段相居來ル九月廿日迄借用仕候處實正ニ御座候御拂之儀は右日限之通急度御拂可仕候尤引當之儀先年之小作出來不申候ニ付拙者東脇之畑引當ニ致借用仕置候ニ付右之畑ニ相加畑地○小作地たるべし御引上被成候而も其節一言之申分無御座候爲後日與合受人添證文進置候處仍而如件。

右小作米借用主 政左衛門 印

安政六未四月一日

近世の私的差押契約

與合受人 乙右衛門 印

天神宮氏子中 (27)

文久三年の例 (筑前國)、

拙者抱分櫃畠引當ニ致錢借用仕證文之事。

一銀預リ貳両也

右之金錢儘ニ請取借用仕候處實正也然ル處返納之儀ハ右引當之櫃實を以年々相納返濟可仕候爲念請人相立加判仕  
差出申候上は毛頭相違無御座候萬一不納所致申候ハ引當永代ニ御引上デ可被成其節一言之否申上間敷候仍證文  
一札如件。

文久三亥十月

若松村 仙明坊 印

萬屋 徳右衛門殿

安兵衛殿 (28)

受人大城村 久平 印

元治二年の例 (筑前國)

借用證文之事

一正金壹両 但シ



右之金子髓ニ借用仕リ候處相違無御座候然ル上ハ當十一月限り元利相揃御返納可仕候自然不算仕リ候後ハ拙者抱田畑之内御引上被成御自由可成候爲後日一札差出置候上ハ毛頭間違無御座候仍而證文如件。

元治二年丑三月

西原藤七殿 (29)

高木租藏 印

慶應三年の例 (筑前國)

手形證文之事

一南ヶ浦下々昌貳畝

高八斗壹合

代銀預五両

右之代金髓ニ借用仕候處相違無御座候然處當卯三月々來ル十二月限り壹割半ヲ加ヘ元利壹所ニ返辨可仕候若萬一不納仕候節は右之昌永代ニ御引上可被成候其時一言之儀も申上間敷候爲念請人相立加判仕候上は毛頭違亂無御座候爲後日仍而一札如件。

慶應三年卯三月

村ノ 萬屋安兵衛殿

借主 喜七郎 印

請人 藤次郎 印

證人 高右衛門 印 (30)

慶應四年の例 (筑前國)

借用證據之事

近世の私的差押契約

一正金參歩

右之金子鑿ニ借用仕リ候處相違無御座候然ル上ハ當十一月限り元利相揃御算用可仕候萬一不埒等仕リ候後ハ私抱田畠之内相當丈御引上被成御自由可被成候爲後日一札差出置候上ハ毛頭間違無御座候仍而證據一札如件。

慶應四年辰六月

高木租藏 印

西原藤作殿 (31)

家藏の次の一葉（筑前國博多）も亦、少くとも幕末の私的差押契約證書であらう。

借用證文之事

一銀預參兩 但シ利月貳分極

右之通借用仕處相違無御座候返納之儀は來ル六月廿九日限り無間違返濟可仕候自然其節至リ日限相切候節は御勝手ニ七輪直引ニ而御請取可被成候爲後日一札如件。

丑閏五月

岡 勘七 印

陶師

善次殿

又家藏（福岡縣朝倉郡隈江村芳野家舊藏）の次の一葉（筑前國）も亦、少くとも幕末の私的差押契約文書であらう。否『御手込』の文辭はよくその内容を表現せるものであらう。

證文之事

一正錢壹貫百貳拾五文

右儘ニ預リ申候處實正也然ル上ハ當五月ニ掛麥辛子出來次第元利返濟可仕候萬一不埒仕候ハ御手込ニ御受取可  
被下候其節一言申間敷候爲後日證文如件。

亥三月

預主 吉平搦印

市四郎殿

尙ほ次の證文（筑前國）も、私的差押契約文書であらうか。

借用證文之覺

一正金拾兩定九月初ニ而

右者儘ニ借用仕候所無相違御座候然ル上は當奉加差立訖度元リ御替算可申候尤引當之儀は當郡中且家書入置申候  
萬〇原專とある恐誤字 一返辨方不埒之節は廻向御差留相成候而も一言次第申間敷仍而借用證文如件。

慶應三卯

求善提山 福壽坊 印

五月廿七日

修多羅村庄屋 楠野右兵多様 (32)

尙ほ参考として明治初期の例二三掲げて見る。

明治元年の例（豊後國日田天領）

利米相渡申極一札之事

近世の私的差押契約

一米貳拾八石也

右之通每年十二月豊凶ニ不抱訖度御勘定可仕候萬一二年ニ而も相滯候儀御座候ハば本紙之田昌御勝手ニ御支配可被下候其節一言之儀申上間敷候依而爲後年添一札如件。

明治元年

借主 八屋村 柳屋慎吉 印

辰十二月

(受人二名連署)

千原幸右衛門殿

(裏面)

表書之通承届候處相違無御座候爲其印形如此御座候以上。

(同村庄屋) 塩田武平太 印

(33)

明治三年の例 (筑前國)

借用仕證文之事

一正金拾貳兩參歩

代札百參拾五貫百五拾文

右ハ馬代錢ニ遣ニ借用仕候處相違無御座候然上ハ當午ノ十一月限り元利無滯早米ヲ以御算用可仕候萬一不埒仕候節ハ拙者抱田昌之内何レなり共御引上可被成候爲後日借用證文仍而一札如件。

借主 清五郎

明治三年午四月

西原藤作殿 (34)

明治四年の例（筑後國）

借用證文事

此引當

五反貳拾步（中略）

右は就急入用重々御相談仕右高拜借仕候處實正ニ而御座候然上は當未正月ノ同十二月限り月壹歩五厘充之利足相  
加へ元利一同迄度返濟可仕候萬一及遲滯候は右引當地方御勝手次第御引揚可被成候仍而一札如件。

借用主 内田廉太郎 印

受人 内田道太郎 印

明治四未年

正月

武藤健藏殿 (35)

明治五年の例（筑前地方所出と推定）

借用證文之事

一米壹俵 但シ利參割

右之通髓ニ借用致候處相違無御座候然ル上御返濟之儀ハ來ル西ノ十月無間違御算用可致候若萬一間違等候節は私

近世の私的差押契約

所持之家財相當之品御引揚<sup>○</sup>が御算用可被<sup>○</sup>成候其節ニ到<sup>○</sup>リ一言之儀申間敷候爲後日證文仍而如件。

明治五年

大江 競 印

申ノ十二月

受人 仲原甚七 印

篠原和三殿<sup>(36)</sup>

尙ほ明治期に入つても、少くとも北部九州地方にては、全十一年頃迄此種の慣行が行はれたことを、實例を以て示すことが出来るが、繁に亘るの嫌あるを以て、それ等は後段註記の中に於て、紹介することにし度い。<sup>(37)</sup>しかし最後に、大坂地方の書入證文の一種である、並合證文案上の一例を、見て置き度いと思ふ。

一金何百兩 但利足月何分極

右ハ我等家業要用ニ付、所持之何品、何町何屋誰方土藏借り受差入有之、右並合ニ相渡置借用申候處實正也、返濟之儀義符、何ノ何月迄之内、右品賣拂代金ヲ以返進可致候尤期月迄ニ相場引下ケ候ハハ、何時成トモ差金不足之分相渡可申候、萬一期月ニ至、藏出不致、返濟及延引候者、貴殿方ニ而御賣拂、元利共御受取可被成候、其節不足有之候共、一言之申分無之候、仍而藏主加判爲後日證文如件 (以下略)<sup>(38)</sup>

(四) 類例揭示は此程度に止め、次に考へて見なければならぬのは、此契約に依つて發生する、差押の本質である。

しかしながら、此『差押は差押物を直ちに債權者の所有に歸せしむるもの……であつたか、又は先づ債權者をして質物として之を留保せしむるもの……であつたか、中世の私的差押と同様に、未だ之を決定するに充分なる史料』が存すると云ふのではない。<sup>(39)</sup>

しかし、以上揭示の證文面の文言から推量するならば、一應此差押はその前者たることを以て、一般通常としたものであつたと、考へられはしないかと思ふのである。

蓋し、前掲私的差押契約諸證文に見える、『押取御支配可被成下候』(天明二、年例)、『御支配可有之候』(享和元、年例)、『御差

押へ如何様共御勝手次第可被成候』(文政十二、年例)、『永代ニ御取可被成候其節此方へ御届ケ不及此證文ヲ以村方名寄帳其

元ニ御仕替可被成候』(文政三、年例)、『何時モ御自由ニ御引上ゲ直ニ永代證文ニ御用可被成候』(弘化二、年例)、『永代ニ御引上ケ

可被成』(文久二、年例)、『御引上被成御自由可成候』(慶應三、年例)、『御引上被成御自由可被成候』(慶應四、年例)、『田昌御勝手ニ御支

配可被下候』(明治元、年例)、『御引揚御算用可被成候』(明治五、年例)、『貴殿方ニ而御賣拂、元利共御受取可被成候』(大坂の並合證文)

等の文言は(後段註記中所掲文言中にも類例を見出す、參看せらるべし)、先づ以て、差押物を直ちに債權者の所有

に歸せしむる内容の差押質を、契約せるものと解せられるであらうから。其他の文言の場合、如何に解すべきか、此

點は全く不明であるが、或は右の如き文言の場合と同様の、差押質であつたのではあるまいか。それは兎も角、少く

とも、差押物を直ちに債權者の所有に歸せしむるものとしての差押質が、かなり一般的に行はれたと云ふことは、充

分云ひ得る所であらう。而してそれは、今法例の上に、何等根據を見出すことは出來ないが、法律上も(幕府法に於

ても、諸藩法に於ても)有效であつたのではあるまいか、少くとも黙認せられたものであつたであらう。

翻つて、こゝに考へて見なければならぬことがある。その一つは、上掲例中の不動産『支配云々』の場合であ

る。『支配』なる語は、近世、特に不動産物權の行使を意味したのである。(40)従つて、所有權の行使を意味する場合

あり、質權の行使を意味する場合あり等々となるのである。故に上掲例の『支配』に就いて、若しそれが、所有權の

行使としての『支配』ならば、當然こゝに参照すべき類例となるのであるが、若しそれが、質権の行使としての『支配』であるならば、『支配』を内容とする差押質は、差押物を債権者をして質物として留保せしむるの性質差押物であり、差押物が直ちに債権者に歸屬する場合の類例とはならないのである。今此問題を決すべき材料を知らないが、恐らく此『支配』又、所有権の行使を意味したものであるまいか。前段の記述は、此見解に従つた譯である。尙ほ此見解は、動産『支配』の場合にも、適合するものと考へたのである。

その二は、前掲天保十三年の借金狀に見える文言である。即ち、『地方御引揚被成候哉又者請人手前引揚賣拂申候哉何れ其節之御差津次第仕候』と見えるが、之は、債権者側の『御引揚』（私的差押）と、債務者側の『引揚賣拂』とを、債権者をして選擇せしむる内容のものであるが、此兩場合を債権者の選擇に委せると云ふことは、少くとも、此兩者の内容が、殆んど同様のものであつたと云ふことを、示すものとなし得られよう。若し果して然りとするならば、『御引揚』は、單なる引揚ではなく、『引揚賣拂』と同様に、即ち引揚物の所有権の移轉を意味したものと、解されはしまいか。然りとすれば、此『御引揚』を内容とする差押質亦、*Auspfindung* としての差押質であつたと、云ふことになるのである。

① 「徳川禁令考」第五帙一九八頁以下。尙ほ「日本財政經濟史料」三、一〇五九頁は、同文を十二月觸書となす。

② 「三奉行所問答」二、百二十一號記事。

③ 「法令彙纂」民法二、一〇七九頁以下。尙その何書に「(前略)社則相犯候節へ可取揚規定相立候段不都合ニ有之畢竟右規則へ舊藩來ノ私法ニモ有之商法示談上ハ法律ノ權衡ニハ難比較候へ尺價四百圓餘ノ品ヲ没入致候へ甚苛酷ニ過候ニ付云々」(全上一〇八〇頁)とある参照。

④ 中田博士「法制史論集」第二卷三八二頁以下。全上第三卷一〇七六頁以下。



⑤ 中田博士「法制史論集」第二卷八五三頁。

⑥ 前註所引一〇七七頁以下所掲。

⑦ 前々註所引に全じ。

⑧ 全上。

⑨ 本學藏「千原家文書」の一葉。

⑩ 本學法制史研究室藏「福岡縣糸島郡井原村三苦家文書」の一葉。

⑪ 本學法制史研究室藏「福岡縣糸島郡文書」の一葉。

天明八年の例（筑前國）を出すと、本學法制史研究室藏「福岡縣糸島郡田中村文書」の中の、天明八年五月の、廉右衛門の「借用代錢證文之事」に

萬一少ニ而茂不埒仕候者拙者抱之田地何方ニ而も右借用錢ニ相當リ申候所御取被成御支配可被成下候。

⑫ 前段註。⑩所引に全じ。

尙ほ全上所收の寛政十年九月朔日の、「私遣ひ牛新起ニ買申に付錢借用仕ル證文之事」（筑前國）に

然上ハ私伴惣八娘くま兩人共ニ當暮々奉公仕らせ給米錢ヲ以當十二月廿五日切少しも無滯相拂此證引可申候若少しニ而も延引

仕候へ、主人方へ御掛合被成直ニ御請取可被成候萬一奉公不仕候ハ、私居リ家居屋敷ニかけ支配仕可被（原脱）申候

寛政十二年の例を出すと、前々註所引「田中村文書」の中の、寛政十二年六月勢右衛門「借用代錢證文之事」（筑前國）に

若萬一相滯候へ、拙者抱之地所之内右之錢ニ相當ル分御勝手次第御支配可被成。

⑬ 小野武夫博士「郷土經濟史研究提要」九六頁所掲。

⑭ 前々註後段所引「田中村文書」の一葉。

⑮ 前段註。⑩所引に全じ。

文化十三年の例を出すと、本學法制史研究室藏「福岡縣遠賀郡山鹿村大庄屋濱中家文書」の中の、十三年四月の嘉二郎「借用代錢證文之事」（筑前國）に

萬一不納仕候節ハ御見込ヲ以持合之品御引上可被成候。

尙ほ文化元年十二月の彌市左衛門「借用代錢證文之事」（筑前國、前註所引所收）にも、

近世の私的差押契約

萬一間違之儀茂御座候は拙者抱田地之内何ニ而茂右錢ニ相當リ候分御心儘ニ御支配可被成候。

①⑥ 「物町大帳」(中津小幡記念圖書館藏)文化十三年子正月吉日の分に收む。

①⑦ 前段註。⑥所引八五三頁所掲。

①⑧ 「阿波藩民政資料」(大正三年版)八八三頁所載。

①⑨ 前段註。④所引に全じ。

尙ほ本學經濟史研究室藏「福岡縣糸島郡前原町西原家文書」の中の、文政八年の浦志村幸右衛門「借用仕ル證文之事」(筑前國)には、

若シ其節ニ少シニ而モ不埒仕候へ、筑前料之内何品ニ不寄指押可被成候。

又全文書の文政六年の東村市次「借用仕證文之事」(筑前國)にも、

若其節少ニテモ不埒仕候節ハ筑前之内何品ニヨラス押ニ御取可成候。

②⑩ 本學經濟史研究室藏「古野家文書」(福岡縣鞍手郡四郎丸村)の一葉。

②⑪ 前段註⑫所引「濱中家文書」の一葉。

②⑫ 前段註⑩所引に全じ。

②⑬ 前段註。⑥所引に全じ。

②⑭ 本學法制史研究室藏「久留米市文書」の一葉。

天保年間の例を、尙ほ二三出すと、本學經濟史研究室藏「釜惣文書」の中の、全九年正月十五日の猪野村彌三郎「借用申錢之事」(筑前國博多)に、

萬ニ納所不埒之節ハ我等抱田地之内御望ニまかせ御引上可被成候。

前段註⑩所引文書の中の、全十年二月の、篠原村卯七の「貴殿御抱之畠私下作仕候ニ付右之錢借用仕請取證文之事」(筑前國)に

萬一少ニ手も致不指引候へ、所持之品何品ニヨらず貴殿方御勝手次第御取上ケ可被成。

前段註⑩所引(田中村文書)の、全十一年二月の文七「借用錢年賦證文之事」(筑前國)に

若不埒之儀も御座候へ、私家屋敷並馬御勝手次第御請取可被遊候。

前段註⑬前段所引文書の中の、全十一年十二月の、坂本直助「借用申證文之事」(筑前國)に

萬一不納仕候ハ、何品ニよらず相當分御支配可被成候。

前段所引「釜惣文書」の中の、全十二年十一月十九日の、内山彌助「借用證文之事」(筑前國博多)に

自然日限及延引候節者私抱田地相當御引上ゲ可被成候。

前段註⑨所引「西原家文書」の、全十三年二月の、波多江尙次郎「借用證文之事」(筑前國)に

萬一及限月相滞候節ハ拙者抱田畠之内何方成り共其許御氣寄之地所御引上ゲ御支配可被成候

「久留米市文書」の全十四年十二月の甚七「借用證文之事」(筑後國)に

若萬一不埒等仕候節は右之書入地方御引揚被成候共一言之儀申間敷候

②5 前段註⑩所引「西原家文書」の一葉。

②6 家藏「安高家文書」(福岡縣遠賀郡安高家舊藏)の一葉。

②7 本學法制史研究室藏「大分縣速見郡荒木村荒木家文書」の一葉。

②8 前々註所引に全じ。

②9 前段註⑪所引「西原家文書」の一葉。

元治元年の例を出すと、全上文書の中の、全元年十二月の、善七「借用仕證文之事」(筑前國)に

萬一不埒等仕候節ハ私抱田畠之内御堂次第御引揚御指引可被成候。

③0 前段註⑫所引に全じ。  
慶應二年の例を出すと、本學法制史研究室藏「福岡縣宗像郡福岡町大庄屋井原家文書」の中の、全二年十二月の、勘二郎「御

上納米借用仕證文之事」(筑前國)に

若萬一延引之節は家屋敷並藏一切御勝手ニ御引上可被爲下候。

③1 前々註に全じ。  
③2 前段註⑬所引「古野文書」の一葉。

③3 前段註⑭所引に全じ。

③4 前段註⑮所引に全じ。

③5 前段註⑯所引「久留米市文書」の一葉。

近世の私的差押契約

③⑥ 本學法制史研究室藏「福岡縣文書」の一葉。

③⑦ 明治二年の例（筑前國）を出すと、前段註①所引「福岡縣糸島郡文書」の中の、全二年十二月の、大浦喜惣太「金子借用證文之事」に

若萬々一約定相違不埒之儀茂御座候へ、私抱田畑之内右元利ニ相當候丈勿論御勝手ニ御引揚可被成候。

明治七年の例を出すと、前段註⑤所引文書の中の、全七年七月の、生田宗十郎「金子借用證書之事」（筑前國）に

萬一其節ニ至リ勘定相立不申候得者店品物は不及申家財等御引揚御勘定被下候而茂其節一言御斷申間敷

明治九年の例を出すと、本學法制史研究室藏「福岡縣山門郡瀬高町西村家文書」の、全九年三月の、石橋吉兵衛外三名の「證文之事」に

萬一及遲滯候節不寄何品ニ押取可被成候。

前段註⑩所引「濱中家文書」の中の、明治九年舊十二月廿七日の、吉水善吉「借用證券」（筑前國）に

返濟違約仕候へ、私共居家協家共悉皆御引揚へ勿論其他如何共御存意次第御取斗可被下候

明治十二年の例を出すと、前段註⑫所引「留米市文書」の中の、全十一年九月一日の、永溝要吉「借用證書」（筑後國）に

若萬一及遲滯候節は右之品物御勝手次第御引上被成下候共一言之儀申間敷候

明治十五年の例を出すと、本學法制史研究室藏「福岡縣朝倉郡隈江村芳野家文書」の中の、全十五年七月十日の、芳野熊吉の「借用證券」（筑前國）。

若延引等仕候節ハ右之抵當物御勝手ニ御引揚可被成候其節一言之儀申間敷候。

尙ほ若狭地方にても、明治に入つてから尙ほ、此種の契約が行はれたらしいのである。

それは「法例彙纂」民法二、一〇七九頁以下に

明治四年五月中……石灰竈……讓受期限ニ至リ元金ヲ以指戻ス約定取極メ社長等ト證書取替ハセオキ社中申合セ社則相立犯則ノ者有之候へ、竈始メ可取揚ノ契約書へ調印致置云々。

と見えることに依つて之を知る。

③⑧ 「明治大正大阪市史」六、一五七頁。

尙ほ並合の語義は、「日本商事慣例類集」八五頁に、「又商事上に於ては抵當を併（並の誤）合と云ふ慣語あり」とあるに依つ

て明白。

- ③ 中田博士「法制史論集」第二卷、八五四頁以下。  
④ 全上、七九四頁以下。

近世の私的差押契約